

第 3 次湖西市環境基本計画（案）

第 1 回環境審議会資料

計画の構成（案）及び資料目次

【今回資料の範囲】

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の目的と役割	1
第3節 計画の位置づけ	2
第4節 計画の対象とする環境の範囲	3
第5節 計画の期間	3
第6節 計画の推進主体	3
第2章 新・湖西市環境基本計画策定から今日までの動き	4
第1節 計画策定から今日までの環境問題の動き	4
第2節 計画目標の達成状況	7
第3章 環境の現状	11
第1節 本市の概要	11
第2節 生活環境	14
第3節 資源環境	16
第4節 自然環境	18
第5節 地球環境	22
第6節 意識調査結果（市民・事業者）	24
第7節 環境の現状と課題	27

【今後検討する範囲】

第4章 計画の目指すまちな姿	
第1節 基本理念	
第2節 望ましい環境像	
第3節 進むべき方向性	
第5章 地球温暖化対策の推進【地球温暖化対策実行計画（事務事業編）】	
第1節 本市の事務及び事業による温室効果ガス排出量	
第2節 温室効果ガス排出量の削減目標	
第3節 目標達成に向けた取り組み	
第6章 望ましい環境像の実現に向けた取り組み	
第1節 生活環境に関する取り組み	
第2節 循環型社会に関する取り組み	
第3節 地球環境に関する取り組み	
第4節 自然環境と生物多様性に関する取り組み	
第5節 意識の向上と人財育成に関する取り組み	
第7章 計画の推進体制と進行管理	
第1節 計画推進の基本的方針	
第2節 わたしたちの役割	
第3節 計画の進行管理	

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景

平成14年12月、本市は「湖西市環境基本条例」を制定しました。
この条例の目的は、大きく次の二つです。

- 今の湖西市民が、環境がもたらす様々な恵みを受けること
- この恵みを将来の湖西市民が受けることができるよう、環境を継承すること

そして、この条例では、目的を達成するために、市に対して、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として「環境基本計画」の策定を義務づけています。

本市では、この条例に基づいて、平成16年3月に最初の湖西市環境基本計画を策定しました。

さらに旧新居町との合併後の平成23年3月に新・湖西市環境基本計画（以後、前回計画という。）を策定し、この計画に基づいて、現在まで環境に関する施策を実施してきました。

このたび、前回計画の期間が満了することを受けて、また、この期間に起こった環境や社会の変化を反映させた、第3次湖西市環境基本計画を策定しました。

第2節 計画の目的と役割

本計画は、「湖西市環境基本条例」に基づいて策定しています。

計画では、湖西市の環境分野全般について、長期的な視点から考え、将来的に市が目指す「望ましい環境像」を示します。

そして、市民・事業者・市が協働して進める取り組みについて、その基本方針を明らかにします。また、その中では、市民・事業者・市それぞれの役割や実践すべき行動の指針を示します。

さらに、基本方針に沿った具体的な施策について、総合的・計画的に推進するために必要な事項として、実施主体や、実施時期、目標などを整理します。

以上の内容を整理した計画により、計画策定の目的である「環境の恵みの享受と、将来への継承」の達成を目指します。

第3節 計画の位置づけ

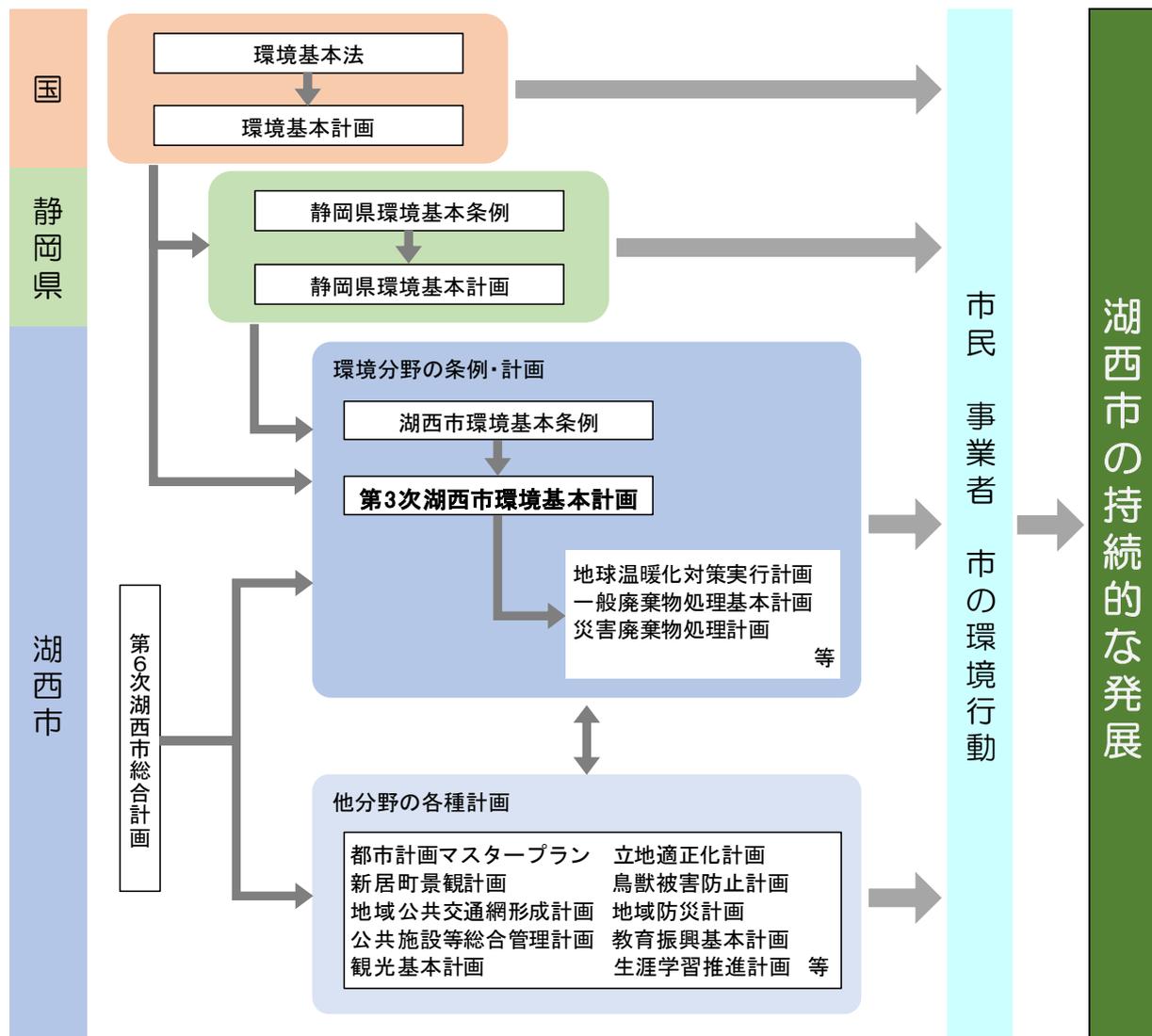
第3次湖西市環境基本計画は、以下に示す役割を持っています。

- 国や県とともに進める施策や、その他の湖西市の自然的社会的条件に応じた施策を実施するための計画
- 湖西市環境基本条例にのっとり、環境の保全に関する総合的かつ計画的な推進を図るための計画
- 第6次湖西市総合計画によって目指す市の将来像を、環境面から実現する計画

その上で、計画の策定と実行にあたっては、国や県の計画との整合をとるとともに、市の他分野の施策との間でも相互に整合を図ります。

そして、市の全ての施策に対して環境への配慮を盛り込むことで、市民・事業者・市の環境行動を誘導し、湖西市の持続的な発展を実現します。

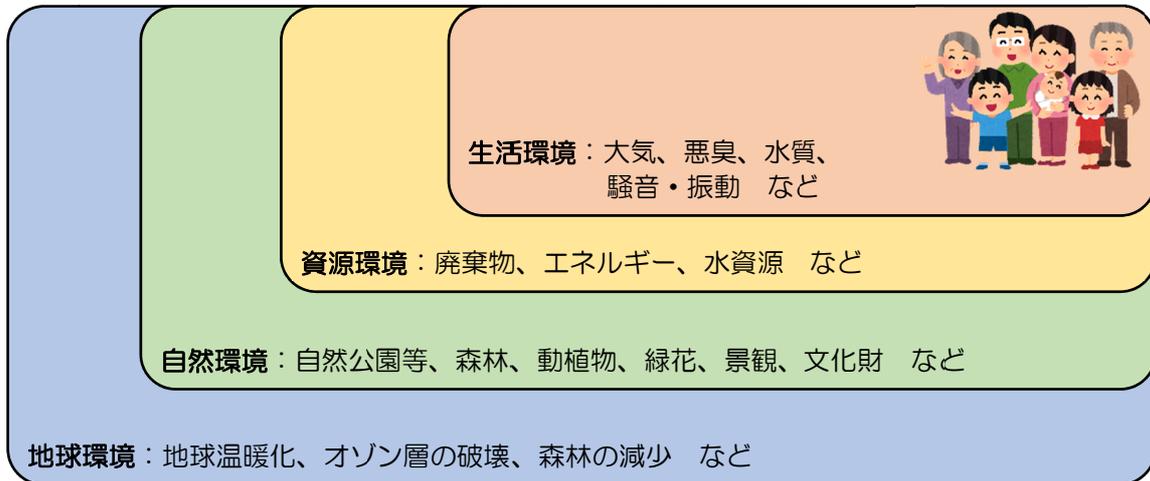
第3次湖西市環境基本計画の位置づけ



第4節 計画の対象とする環境の範囲

環境とは、私たちの周りにあり、私たちの活動と相互に影響しあっているものの総称です。

本計画では、環境の中でも、私たちの健康や安全で快適な生活に関係する、以下の要素について対象範囲とします。



第5節 計画の期間

本計画は、「第6次湖西市総合計画」との整合性を図り、令和3年度から令和15年度までの13年間を計画期間とします。また、総合計画の基本計画期間に合わせて、令和7年度及び令和11年度にそれぞれ見直しを行います。

第6節 計画の推進主体

本計画を推進する主体は、本市で生活や事業を営む全ての市民、事業者及び市とします。

第2章 新・湖西市環境基本計画策定から今日までの動き

第1節 計画策定から今日までの環境問題の動き

前回計画を策定した平成23年3月から今日までの10年間における、環境問題や、環境と密接に関わる社会の変化について整理します。

1. 東日本大震災(平成23年3月11日)による影響と社会の変化

平成23年3月11日、三陸沖を震源とする最大震度7を記録する大地震が発生しました。

そして、大地震とそれに伴う津波、続いて起こった原子力発電所の事故によって、人命や財産に甚大な被害が生じました。

この東日本大震災は、大きな被害に加え、その後の私たちの生活にも大きな影響を及ぼすことで、今まで重視されてこなかった以下の環境課題についても、その重要性を私たちに再認識させました。

(1) 「安全」の重要性

地震や津波による被害を目の当たりにすることで、「安全な住環境」、「安全な避難場所」、そして「安全を守る施設や、松林など自然が持つ防災・減災機能」の重要性が再認識されるようになりました。

近年、極端な気象現象による風水害や土砂災害が全国で連続していることもあり、「安全」の重要性はますます高まっています。

(2) 「エネルギー」の重要性

震災の発生直後、首都圏では大規模な停電と、その後の電力不足が生じました。

震災後はガソリンなどのエネルギー供給も滞り、特定のエネルギー源に依存することの危険性が明らかとなったほか、太陽光や蓄電池など、いざという時にも活用できるエネルギー源の確保についても、その重要性が認識されるようになりました。

(3) 「災害廃棄物処理」の重要性

震災被害により、膨大な量の廃棄物が一度に発生しました。

その量は、岩手県では通常の12年分、宮城県では14年分、福島県では3年分にも相当するものでした。

そして大量の災害廃棄物は、処理されるまでの間、広い面積を専有するほか、周辺において水質の悪化や悪臭問題を引き起こし、また火災発生のおそれがあるなど、災害後の復旧・復興の大きな障害となりました。

さらに、廃棄物処理施設が被災した地域も多く、大量の廃棄物を効率的に処理するためには、市域・県域を越えた協力体制が必要なことも判明しました。

2. 地球温暖化対策の進行と変化

(1) 京都議定書の目標達成

地球温暖化問題への対策を話し合う国際的な会議（COP3）が平成9年に京都で開催され、そのなかで、先進国の温室効果ガス排出削減目標が盛り込まれた京都議定書が採択されました。

日本の目標は、日本の温室効果ガス排出量を、2008（平成20）年から2012（平成24）年の期間中に、1990（平成2）年比で6%削減するというものでした。

この目標については、国内での温室効果ガス排出量は基準年度から増加したものの、森林等による二酸化炭素吸収を進めたことと、国外での排出削減に協力したことによって達成されています。

(2) 「パリ協定（2016.11.4発効）」と「地球温暖化対策計画（2016.5.13閣議決定）」

2015年にパリで開催されたCOP21において、京都議定書に続く国際ルールであるパリ協定が合意されました。

この協定は、日本をはじめ多くの国が参加したことで、2016年11月4日に発効しました。

パリ協定の長期目標

- ・世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする
- ・そのため、できるかぎり早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウトし、21世紀後半には、温室効果ガス排出量と（森林などによる）吸収量のバランスをとる

このパリ協定に基づいて、日本は「2030年度の温室効果ガスの排出を、2013年度から26%削減する」ことを中期目標として設定し、そしてその達成に向けた地球温暖化対策計画を策定しました。

(3) 「気候変動適応法」と「気候変動適応計画」

地球温暖化対策は、「緩和策」と「適応策」に分けることができます。

温室効果ガスの排出削減や二酸化炭素の吸収は、温暖化の速度を抑え、また気温の上昇を低く抑える「緩和策」です。

そして、緩和策を講じた上で、なお生じる影響について、自然や人間社会のありかたを調整し、被害を小さくすることを「適応策」といいます。

日本では、この適応策の推進を目的とした「気候変動適応法」を2018年6月に制定しました。

そして法律に基づく「気候変動適応計画」を同年11月に策定し、気候変動による農業への影響や、極端な気象による水害・土砂災害などの影響の適応に向けた取り組みを進めています。

3. そのほかの動き

(1) SDGs・持続可能な開発目標（2015.9国連サミットで採択）

SDGsとは、持続可能な開発（Sustainable Development）の目標（Goals）を省略したものです。

2015年の国連総会で採択された17の目標と169のターゲット（達成基準）により構成されています。

全ての国が行動し、誰一人取り残さないこととしており、日本においても全ての国務大臣による持続可能な開発目標（SDGs）推進本部が設定され、各分野での取り組みが進められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs 17のゴール

(2) 道路網の充実（新東名2012.4.14、豊橋東バイパス2013.6.23）

2012年、新東名高速道路の御殿場ジャンクションー三ヶ日ジャンクション間が開通しました。

2016年には浜松いなさジャンクションー豊田東ジャンクションが開通し、新東名高速道路が伊勢湾岸自動車道と接続しました。

湖西市の西側では、名豊道路の豊橋東バイパス、豊橋東インターチェンジが開通し、全線開通となりました。

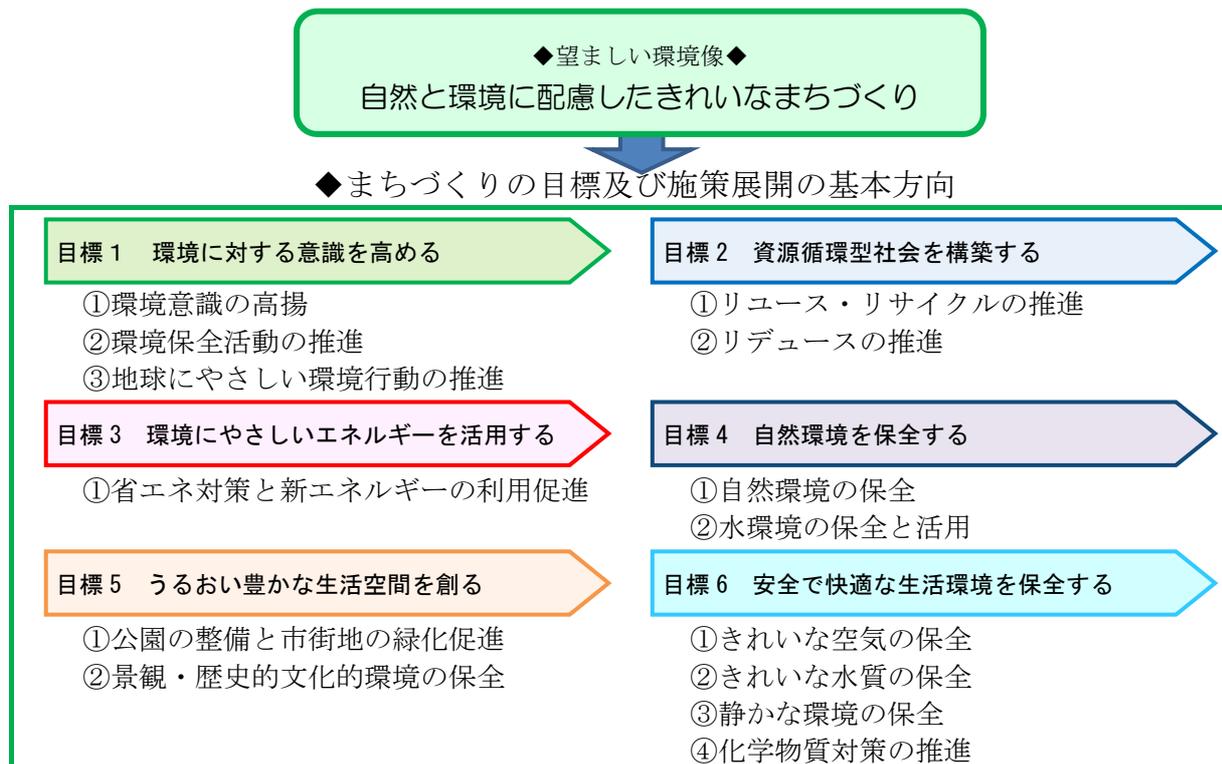
これらの道路の開通により、湖西市から東西、そして北への道路網が充実しました。

また、現在、浜松三ヶ日・豊橋道路、三ヶ日ジャンクションから湖西市を通り、豊橋市の三河港までを結ぶ「浜松三ヶ日・豊橋道路」が計画されています。

第2節 計画目標の達成状況

1. 新・湖西市環境基本計画の構成

新・湖西市環境基本計画（平成23年度～令和2年度）では、『自然と環境に配慮したきれいなまちづくり』を望ましい環境像とし、その実現に向け6つのまちづくりの目標と、14の施策展開の基本方向を定めました。



2. 新・湖西市環境基本計画の目標達成状況

新・湖西市環境基本計画では、まちづくりの目標について、さらに具体化・数値化した目標を設定し、その達成状況を把握してきました。

目標の最新の達成状況は次のとおりです。

【まちづくりの目標 1 環境に対する意識を高める】

目標（令和2年度）	現況（令和元年度）	達成状況
環境教育・環境学習の参加者数 6,000人	12,210人	達成
エコチャレンジ事業の実施者数 2,000人（累計）	2,240人（累計）	達成
湖西市における地球温暖化ガスを地球温暖化対策実行計画により削減	10.9千トン	達成
<p>環境に対する意識を高めるため、計画に基づいて環境教育や学習会を実施してきました。</p> <p>環境教育や環境学習会のメニューを増やしたことにより、各種学習会への参加者は増加し、令和2年度における目標は、令和元年度の段階で達成しています。</p> <p>また、こどもたちが地球の現状を知り、問題意識を持ち、自分たちができることは何かを考えてもらうため、アースキッズチャレンジを実施してきました。こちらも令和元年度時点で目標を達成しています。</p> <p>環境保全活動は市民や家庭だけではなく、事業者も取り組むべき課題です。</p> <p>市では、一つの事業者として、環境マネジメント実行計画に基づきエネルギーの削減目標を定め、公共施設から排出される温室効果ガスの削減に取り組んできました。</p> <p>公共施設からの二酸化炭素排出量については、年々減少してきていますが、今後も職員の意識を高め、いっそうの排出量削減に努めていきます。</p>		

【まちづくりの目標 2 資源循環型社会を構築する】

目標（令和2年度）	現況（令和元年度）	達成状況
一般廃棄物リサイクル率 41%	39.5%	未達成
一般廃棄物排出量 市民一人一日当たり 810g	959g	未達成
<p>一般廃棄物リサイクル率は市民意識の向上、法体系の整備により向上しています。</p> <p>令和元年度数値は計画見直し当時の平成27年度数値よりも0.5ポイント上がりましたが、目標に達しませんでした。</p> <p>また、廃棄物最終処分量とリサイクル資源集団回収量及び古紙古布回収量は昨年度と比べ、大きな変化はありませんが、少しずつ改善されています。</p> <p>市民一人当たりの一般廃棄物排出量は、令和元年度現在、計画目標には到達していないものの、平成21年度の計画策定当時と比べると、良い結果になっています。</p>		

【まちづくりの目標 3 環境にやさしいエネルギーを活用する】

目標（令和2年度）	現況（令和元年度）	達成状況
電灯電力量 一契約一日当たり 10kWh以下	—	評価 できず
<p>一契約一日当たりの電灯電力量は、平成27年度までは年々減少する傾向にありました。</p> <p>ただし、平成28年度以降は、電力の自由化により、電力会社等を自由に選択することができるようになったため調査ができなくなっています。</p> <p>また、省エネ対策と新エネルギーの利用促進としての、機器の購入助成件数は伸びています。</p> <p>今後においても対象機器の選定について再検討するなどし、環境に配慮した機器が普及するよう実施していきます。</p> <p>さらに、自動車等からの二酸化炭素の抑制を目的に、市職員を対象とした、市役所ノーカーデーを年2回（月指定）実施しています。</p>		

【まちづくりの目標 4 自然環境を保全する】

目標（令和2年度）	現況（令和元年度）	達成状況
恵み豊かな緑と浜名湖などの自然環境の維持・保全	—	ほぼ達成
上水道使用量市民 一人一日当たり 290ℓ（家庭用 235ℓ）	290 ℓ （家庭用 237ℓ）	達成 （ほぼ達成）
<p>湖西市では浜名湖・湖西連峰・遠州灘海岸とそれらの周辺が浜名湖県立自然公園に指定されています。</p> <p>また、湖西連峰や知波田地区では森林の鳥獣を保全するため、また松見ヶ浦や遠州灘周辺では渡り鳥を保全するため、それぞれ鳥獣保護区が設定されています。</p> <p>そのほか、地域における危険の予防や静穏の保持を目的とした特定猟具（銃）使用禁止区域も、市内数カ所で指定されています。</p> <p>鳥獣保護区や特定猟具（銃）使用禁止区域については、野生動物の保護を基本として考えるとともに、有害鳥獣による被害の減少も念頭におき事業を実施していきます。</p> <p>また、水については、市では節水について啓発するとともに、雨水の再利用設備について補助金を交付するなどして、水資源の有効利用を推進しています。</p> <p>水使用量や地下水採取量、地下水位は天候等に左右される部分もありますが、今後も、市民の節水意識の向上を図るとともに、節水に有効な機器の購入を推進していきます。</p> <p>地下水位（谷上水源井）について、平成29年度に井戸水を汲むポンプを更新したことにより、大幅に水位が下がりましたが、それ以降の水位は上がっています。</p>		

【まちづくりの目標 5 うるおい豊かな生活空間を創る】

目標（令和2年度）	現況（令和元年度）	達成状況
花いっぱい運動花苗配布本数 31万5千本/年	312,070 本	ほぼ達成
歴史的要素を生かした良好な景観の維持・保全	実施	達成
<p>市では市内の公共花壇に植える苗を育苗し、「こさい花いっぱい運動推進協議会」の会員に配布し、会員が植樹しています。育苗施設では、年3回、様々な種類の苗を育苗しています。</p> <p>こさい花いっぱい運動推進協議会の会員の高齢化が進み、ここ数年、会員数が減少しているため、新規会員の増加を進めていかなければなりません。</p> <p>都市公園等の面積については、年々増加しています。市民が緑と触れ合い、憩いの場となる公園の整備及び維持管理を今後も進めていきます。</p> <p>湖西市には歴史的・文化的に優れた施設が多く現存しており、市では維持・保全に努めており、平成26年度には新居関所の大御門を復元しました。また、景観法に基づく景観計画により、新居関所周辺地区の景観保全をし、歴史を生かしたまちづくりを進めています。</p> <p>また、令和元年度には特別史跡新居関跡女改之長屋復元整備工事が完了しており、特別史跡施設の維持整備だけでなく、市民の方に歴史や文化に触れてもらうイベントを実施しています。</p>		

【まちづくりの目標 6 安全で快適な生活環境を保全する】

目標（令和2年度）	現況（令和元年度）	達成状況
環境基準の維持・達成（大気質）	達成(100%)	達成
市内11河川におけるBOD年平均値を平成22年度より改善	改善(前年比54.5%)	達成
環境基準の達成・維持（騒音）	達成(100%)	達成
対象物質（化学物質）の適正な管理の指導と把握	実施	達成
<p>光化学オキシダントを除く大気環境基準と光化学オキシダント注意報の発令日数は、ここ数年目標値を達成しています。</p> <p>光化学オキシダントについては、平成30年の全国に1,183箇所ある監視測定地点の中で、基準を達成したのが1地点のみであり、これは全国的な課題となっています。</p> <p>また、水質では、水質汚濁の指標の一つであるBODを用いて、前年と比較して水質が改善した河川の率を算出しています。令和元年度数値については平成30年度数値と比較し、市内11河川中6河川（54.5%）でBOD値が改善されました。</p> <p>また、下水道事業については、家庭からの排水を高度処理し、よりきれいな水に浄化しています。下水道事業は、長期的な計画で実施していますが、今後も早期の目標値の達成を目指します。</p> <p>市内の河川は、ほとんどが浜名湖に流入しており、河川の水質を保全することは浜名湖の水質保全にもつながります。浜名湖や河川に排水する事業所排水や家庭排水の水質を改善することを目的に、今後も下水道事業や浄化に関する啓発活動、事業者の意識向上を図っていきます。</p> <p>環境騒音の環境基準達成状況については、ここ数年は100%に近い値で推移しており、令和元年度も昨年度に引き続き目標の100%を達成しました。</p> <p>化学物質について、平成29年8月に白須賀地区において、土壌汚染が確認されました。この汚染については汚染土壌の除去が行われ、以後、土壌汚染は確認されていません。</p> <p>また、法律に基づいて、環境中への放出量などの把握と報告が義務づけられている化学物質について、事業者等に必要な情報提供等を行っています。</p>		

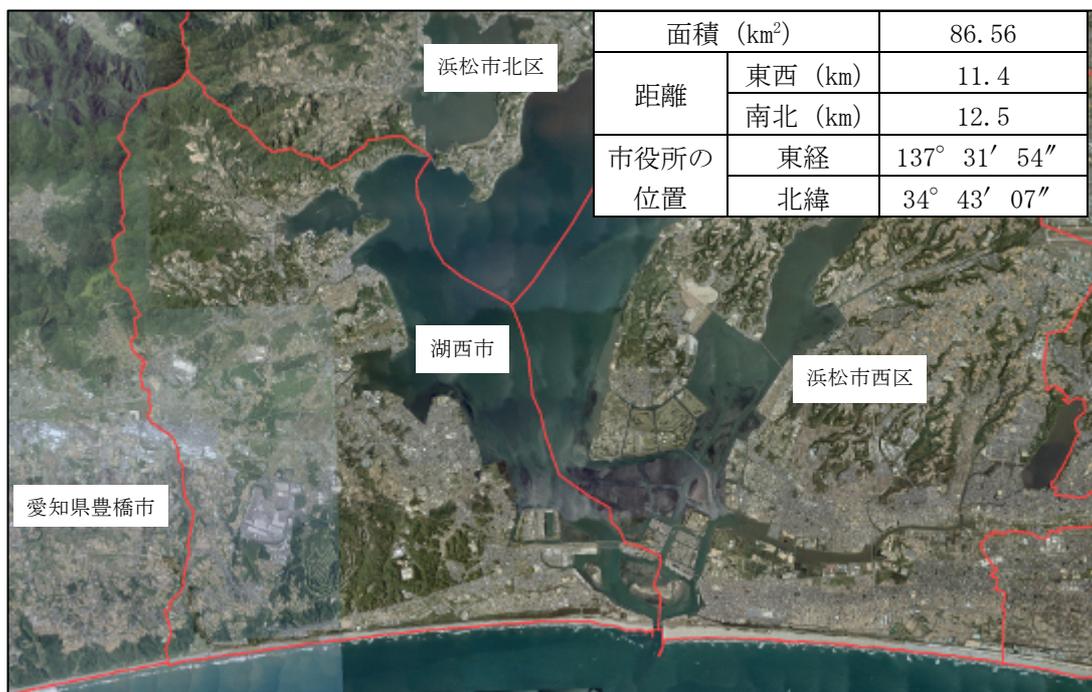
第3章 環境の現状

第1節 本市の概要

1. 位置と地勢

(1) 位置と地勢

本市は、静岡県内の最西端に位置し、湖西連峰を挟んで愛知県豊橋市と接しています。湖西連峰は弓張山地の南端にあたり、南アルプスの一部とされることもあります。市の南側には、豊橋市南側から続く台地があり、湖西丘陵と呼ばれています。本市は、これらの山地・丘陵からの谷地形と、浜名湖側に広がる三角州低地、そして丘陵の南側、遠州灘にかけての崖・低地・砂浜といった地形で構成されています。



(2) 気象

年平均気温は17℃前後と静岡県内でも高く、特に冬は暖かく真冬日が発生することはほとんどありません。西北西の風が多く、年平均降水量は2,000mm前後となっています。

2. 人口と世帯

(1) 人口から見る本市の特徴

本市の人口等について、静岡県内の35市町の中で比較すると、人口は県内で15位と、中位にあたります。

夜間と比較して昼間の人口が特に多く、その比率は県内で1位です。このことは、本市に市外から通勤する人が多いことを表しています。

人口の増減でみると、湖西市の人口減少は県全体と比較して緩やかです。

平成22年から平成27年の人口変動では、人口が増加したのは長泉町、袋井市、藤枝市の3市町のみであり、続いて0.4%減の浜松市、本市はその次の第5位となっています。

人口の年齢構成では、65歳以上が占める割合と平均年齢がいずれも県内28位であり、35市町のなかでは比較的若いと言えます。

また、持ち家の割合は比較的低く、アパートなどの賃貸利用者が多くなっています。

	人口 (人)	昼夜間人口比率 (夜間人口100人当たりの 昼間人口比率)	人口増減率 (H22-H27 %)	65歳以上が 占める割合 (%)	平均年齢 (歳)	持ち家 割合 (%)
静岡県	37,000,305	100.0	▲1.7	27.8	47.0	67.7
湖西市	59,789 県内15位	111.5 県内1位	▲0.5 県内5位	25.4 県内28位	45.6 県内28位	69.8 県内24位

出典：静岡県統計センターホームページより、H27 国勢調査結果及び統計要覧

(2) 人口減少と将来人口

静岡県平均と比較すると緩やかであるものの、本市においても人口減少は進行しています。

国立社会保障・人口問題研究所による推計では、湖西市の2045年の人口を51,585人、2015年比で13.7%減少すると予測しています。

その上で、平成28年3月に策定された湖西市人口ビジョンでは、この人口減少への対策を進めることで、「2060年に48,000人程度の人口確保を目指す」としています。

3. 産業

(1) 農林水産業

市の北部では、コデマリなど花卉のハウス栽培が盛んであり、また湖西連峰の斜面ではみかん栽培が行われています。

農地について、かつては笠子川や太田川沿いに水田が広がっていましたが、昭和51年以降はダイコンやジャガイモなどその他の耕作物への転用が進みました。

畜産では酪農、養豚及び養鶏・養鶉（ようじゅん）が行われており、なかでも豚の飼育頭数は静岡県で一番多く、「とこ豚（とことん）ポーク」などといったブランドで販売されています。

水産業は、浜名湖でのあさり漁、遠州灘でのしらす漁が主となっています。

(2) 製造業

本市はトヨタグループ創始者・豊田佐吉翁の生誕地でもあることから、特に自動車産業が盛んです。

製造品出荷額等は、令和元年工業統計調査では約 1.7 兆円となっており、県内市町では静岡市、浜松市について 3 位、県の総額の約 1 割を占めています。

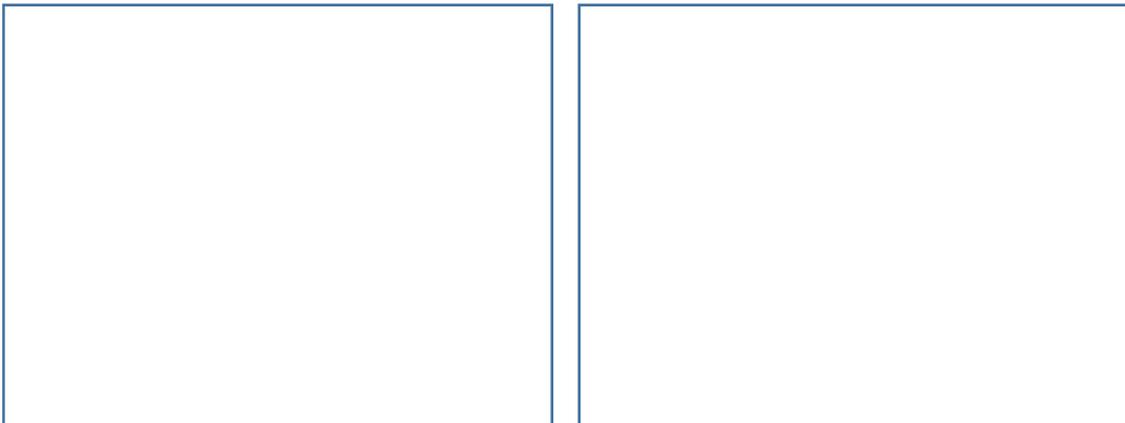
(3) 観光及びその他サービス業

観光業は、浜名湖や太平洋、湖西連峰の恵みを活かしたマリンスポーツ、釣り、トレッキング、サイクリングなど体験型観光が充実しています。また、東海道の宿場町として発展した新居地区や白須賀地区には、当時の風情を感じられる町並み、新居関所や紀伊国屋といった歴史のある建物が残っています。

このほかにも、うなぎや牡蠣、しらす、海苔などの水産物を中心とした豊かな味覚も魅力ある観光資源のひとつです。

商業では、大規模な商業施設が浜松市に集中していることから、そちらへの流出が多くなっています。そのほか、スーパー・ドラッグストアでの日常的な買い物については、隣接する豊橋市からの流入も見られます。

【写真】



第2節 生活環境

1. 大気

ものを燃やしたり、溶剤を使用したりすると、人の健康に悪影響を及ぼす汚染物質が大気中に放出されます。

昭和40年頃は、この大気汚染物質による健康被害が大きな問題となりました。

そのため、これらの汚染物質に対して、人の健康や生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準（環境基準）が、法律に基づいて設定されました。

現在、湖西市の大気汚染物質濃度については、静岡県によって連続測定による監視が行われています。

大気汚染については、発生源対策などにより改善が進み、現在では、発生経路が複雑な光化学オキシダントや、海外からの影響も受ける微少粒子状物質（PM2.5）など、一部の物質を除いては環境基準が達成・維持されています。

2. 悪臭

悪臭は代表的な感覚公害の一つです。

人の感覚が左右する問題であり、においの程度が同じでも、気にしない人と、不快に感じる人が現れます。また、食べ物や香水の香りも、人が不快と感じれば悪臭となります。

本市においては、畜産業（酪農、養豚、養鶏等）が盛んに行われており、その畜舎・鶏舎や、家畜排せつ物の堆肥化施設などからの悪臭が発生します。

各事業者において悪臭防止対策が取られているものの、苦情は継続的に発生しており、より良い住環境を確保するためにはさらなる対策が必要な状況となっています。

3. 水質

(1) 河川・浜名湖・遠州灘

市内の河川や浜名湖、遠州灘の水については、大気質と同様に環境基準が設定されています。

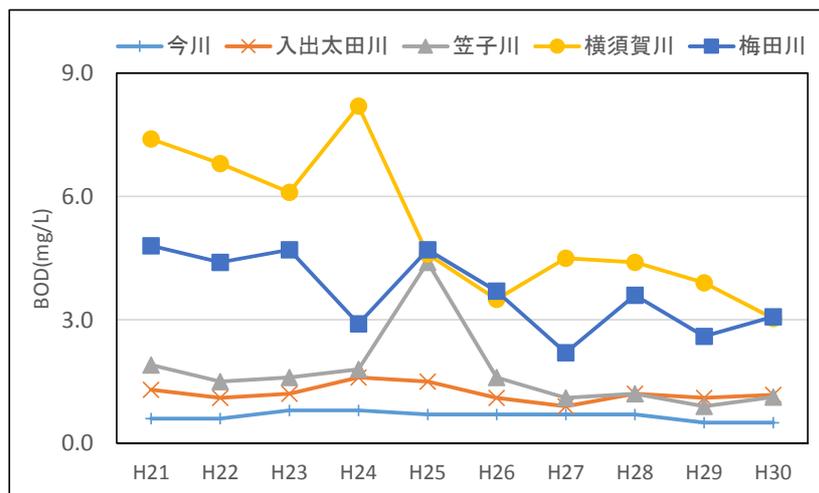
基準の達成状況は静岡県において監視が行われており、水質汚濁の代表的な指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）やCOD（化学的酸素要求量）で見ると、基準が設定されている浜名湖・海域の全ての地点で環境基準を満たしています。

また、県による調査とは別に、市独自の調査を市内河川で実施しており、水質を監視しています。

大気汚染と同様に、水質汚濁も昭和40年代に大きな問題となりましたが、下水道や浄化槽の普及、家庭での生活雑排水対策などにより大幅に改善されてきました。

その一方で、近年、浜名湖で行われているノリ養殖において色落ちという異常が見られるようになりました。原因としては冬季の水温低下が起こらなくなったことや、水質の改善が進んだことでノリの生育に必要な栄養分が不足するようになったことなどが考えられています。

地球温暖化とあわせて、今後の変化に注意していく必要があります。



BOD：水の有機的な汚れを表す指標。値が小さい方が、きれいな水を意味する。
湖西市内の河川における過去10年のBODの推移

(2) 地下水

地下水についても環境基準が設定され、また静岡県による監視が行われています。県内の井戸で定期的な観測が行われており、このモニタリングにおいては湖西市の地下水で環境基準の超過は確認されていません。

しかしながら、鷲津・吉美地域においてトリクロロエチレン等による汚染が確認された井戸があり、その井戸と周辺井戸におけるモニタリングが継続して行われています。

4. 騒音・振動

騒音とは好ましくない音の総称です。工場・事業場の機械や自動車から発生するのが主ですが、店舗等で流れる音楽や、近隣での生活に伴う音も、受ける側にとっては騒音になることがあります、悪臭と同様に代表的な感覚公害の一つです。

振動も感覚公害であり、騒音と同様に工場・事業場の機械や自動車から発生します。

工場等の騒音・振動については、法律による規制が行われており、各工場の敷地境界における規制基準が遵守できるよう、対策が進められています。

また、自動車が発生源となる騒音については、市内の主要な道路を対象とした環境基準の達成状況調査を行っており、環境基準の達成率向上に向けた対策等につなげています。

一方、騒音とは逆の好ましい音について、平成8年度に環境庁（現在の環境省）が「残したい日本の音風景100選」を選定しています。

そして、その中では、本市においても聞くことができる「遠州灘の海鳴り・波小僧」が選定されています。

自動車走行による振動については、環境基準は設定されていないものの、一定レベル以上の振動によって生活に影響が生じている場合には、市が道路管理者（国や県等）に対して対応を要請できる法律上の仕組みが整備されています。

第3節 資源環境

1. 廃棄物

(1) ごみ・リサイクル

ごみの総排出量（家庭系ごみ、事業系ごみ、集団回収の合計）は、平成30年度で20,943tでした。近年、大きな増減はありません。

市民一人一日当たりのごみ排出量では、961g/人・日であり、これは静岡県全体の886g/人・日と比較して約70g多くなっています。

一方、本市のリサイクル率は39.8%と、静岡県全体の18.4%を大きく上回っています。

これは、木枝のチップリサイクルや可燃ごみを浜松市に委託し、浜松西部清掃工場において焼却処理する際に、熔融スラグを再利用していることなどによります。

この浜松市における委託処理は、令和6年1月末に終了することから、本市では、現在休止している湖西市環境センターの焼却施設について、設備改良工事を行った上で再稼働させ、焼却処理を行う予定です。

実施にあたっては、ごみ処理に伴う環境への負荷の低減や、資源の有効利用など、安全かつ効率的な処理が行えるよう検討を進めているところです。

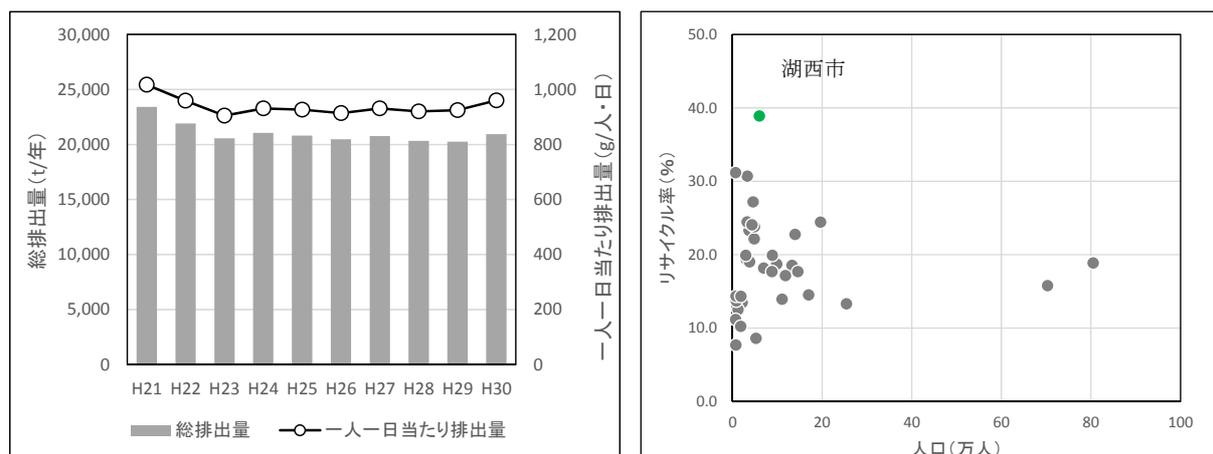


図 ごみ排出量の推移

図 静岡県内市町のリサイクル率 (平成30年度)

(2) 生活排水処理

市内の家庭等から排出されるし尿は、公共下水道及び浄化槽（単独処理浄化槽を含む）により処理されます。なお、くみ取り便そうについては、収集され、湖西市衛生プラントで処理されます。

また、それ以外の生活雑排水（洗面台、台所、風呂などからの排水）については、公共下水道及び浄化槽（合併処理浄化槽）では処理されるものの、それ以外の処理方法では、処理されないまま周辺の水路・河川へと排出されます。

生活雑排水を含む生活排水の処理率は68.8%となっており、きれいな川や水辺をつくるためには、下水道や合併処理浄化槽への切り替えを進めることにより処理率を向上させる必要があります。

また、人口の減少や、汲み取り・浄化槽人口の割合の変化など、社会的状況の変化に応じた、下水道や湖西市衛生プラントの運営管理が課題となっています。

表 平成 30 年度における生活排水処理方法別人口（平成 30 年 10 月 1 日現在）

処理方法	処理の有無 (○処理して排水 ×処理せず排水)		人口 (人)	総人口に 対する割合 (%)
	し尿	生活雑排水		
下水道	○	○	21,062	35.3
浄化槽	○	○	19,992	33.5
単独処理浄化槽 (みなし浄化槽)	○	×	14,121	23.6
汲み取り	○	×	4,548	7.6
合計	—	—	59,723	100.0

みなし浄化槽：生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽のこと

2. エネルギー

平成 28 年 4 月に電力自由化が行われました。

それまでは地域ごとに固定の電力会社のみから電気の供給を受けていたのに対して、自由に電力会社を選択できるようになりました。

地球温暖化対策の一つとして、また、東日本大震災と原子力発電所の事故に対する反省から、風力や太陽光など再生可能エネルギーによる発電が普及し、利用者は、電気料金のほか、発電方法によって電気会社を選ぶことが可能となっています。

再生可能エネルギーについては、本市の市有地を民間の太陽光発電施設用地として貸与しています。

この発電施設「湖西ソーラーウェイ」では、最大出力 1,501kW、一般世帯約 318 世帯の年間消費量に相当する発電が可能となっています。

このほか、家庭でのコージェネレーションシステム（燃料から熱と電気を同時に得ることで総合的なエネルギー効率を高める装置）の導入に対して購入補助を行っているほか、家庭用蓄電池や低公害車（電気、プラグインハイブリッド、水素）への補助も行っています。

3. 水資源

本市では、地下水の利用に対して「浜名湖西岸地域地下水利用対策協議会規約」による自主的な規制を行っています。

また、上水道は、市内の深井戸から取水しているほか、静岡県の遠州広域水道用水供給事業からの供給を受けています。

地下水採取の適正化や利用の合理化、保安林の水源の保全などを通じて、安定な水供給の確保を行っています。

第4節 自然環境

1. 自然公園等

(1) 自然公園

静岡県内における優れた自然の風景地が静岡県立自然公園として指定され、その保護と利用の促進が進められています。

本市においては、太平洋側の汽水湖で複雑な湖岸線を持つ浜名湖と、優れた森林景観を持つ湖西連峰から北側にかけての山地が、浜名湖県立自然公園に指定されています。

(2) 鳥獣保護区

「鳥獣保護区」とは、鳥獣の保護の見地から、狩猟が認められない地域として指定された区域のことです。

本市では、市北側の山地では「湖西市大知波」、「湖西連峰」、「松見ヶ浦」の3地区が、遠州灘沿いに「天竜川以西遠州灘」が、それぞれ鳥獣保護区として指定されています。

(3) 保安林

水源かん養や土砂流出防備など、暮らしを守るために特に重要な役割を果たしている森林を保安林として指定し、その働きが失われないように伐採を制限したり、治山事業等を行ったりしています。

2. 森林

本市の森林・緑地は大きく3つの地域に分けることができます。

湖西連峰は、裾野はミカンを中心とする果樹、中腹はシイ・カシなどの常緑の広葉樹やコナラなどの落葉広葉樹、山頂付近は植林されたスギ・ヒノキがそれぞれ存在しています。

湖西市の南部から豊橋市に広がる天伯原（てんぱくはら）台地は、シイ・カシ林が多く、また、遠州灘に面する地域ではクロマツ植林のほか砂地に適応した植物群落が見られます。

これらの森林は、木材や食材を生産する機能のほか、地下水を育む水源かん養機能、土砂の崩壊・流出を防止する機能、二酸化炭素を吸収・固定する機能、風や飛砂を防ぐ機能など、様々な機能を有していて、私たちに恩恵をもたらしています。

3. 動植物

(1) 貴重な動植物

静岡県においては、動植物の調査結果をもとに、絶滅のおそれがある野生動植物種を「静岡県版レッドリスト」、それらの動植物種の生育状況を「静岡県版レッドデータブック」として整理・公表しています。

湖西市においても、トキワマンサク（絶滅危惧ⅠB類 近い将来絶滅の危険性が高い）等、絶滅のおそれがある動植物が多数確認されています。

一方で、昭和以降、水田や湖岸湿地の減少、森林の荒廃など、生育環境の悪化が進んだことにより、これらの動植物の確認事例が減ってきており、また、今後は地球温暖化の影響などによる絶滅リスクの高まりが懸念されます。

(2) 生物多様性

私たちヒトを含む全ての生物は、直接的に、また間接的に相互に影響し合い、また支え合って生きています。

その影響や支え合いの仕組みは、多様で複雑であるほど、豊かであり、様々な環境の変化にも柔軟に対応できる安定性を持つと言えます。

そして、この生物多様性については、人による開発による減少や、逆に管理不足による劣化などのリスクが迫っています。

生物多様性に迫る危機

第1の危機	開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少 鑑賞や商業利用のための乱獲・過剰な採取や埋め立てなどの開発によって生息環境を悪化・破壊するなど、人間活動が自然に与える影響は多大です。
第2の危機	里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下 二次林や採草場が利用されなくなったことで生態系のバランスが崩れ、里地里山の動植物が絶滅の危機にさらされています。また、シカやイノシシなどの個体数増加も地域の生態系に大きな影響を与えています。
第3の危機	外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱 外来種が在来種を捕食したり、生息場所を奪ったり、交雑して遺伝的にかく乱をもたらしたりしています。また、化学物質の中には動植物への毒性を持つものがあり、それらが生態系に影響を与えています。
第4の危機	地球環境の変化による危機 地球温暖化は国境を越えた大きな課題です。平均気温が1.5～2.5度上がると、氷が溶け出す時期が早まったり、高山帯が縮小されたり、海面温度が上昇したりすることによって、動植物の20～30%は絶滅のリスクが高まるといわれています。

(3) 外来生物

人間の活動によって日本以外から国内に持ち込まれた生物を「外来生物」といいます。

その中でも、特に地域の生態系や農林水産業等に悪影響を及ぼす可能性が高いものが、法律に基づいて「特定外来生物」として指定されています。

湖西市においても、動物ではアライグマやヌートリアなど、植物ではオオキンケイギクやアレチウリなどが確認されています。

そのほか浜松市の市街地を中心としてクリハラリス（タイワンリス）の分布が拡大しています。

さらに拡大した場合に、ミカンなど本市の主要農産物への影響が生じることが考えられます。

既に侵入しているものの駆除や、これからの侵入防止に向けた取り組みが必要です。

4. 緑花

本市では、地域、そして市全域を花いっぱいにするため、花いっぱい運動推進協議会との協働により、年間約 30 万本の花苗を育て、地域の花壇や学校などの公共施設に配布しています。

花いっぱい運動推進協議会とは、平成 14 年に結成された、花いっぱい運動の趣旨に賛同し、市内の公共花壇などの維持管理を行っている花のボランティア団体の集まりです。

このほか、市では春と秋に緑花フェアを開催し、花いっぱい運動のさらなる普及と市民の緑化意識向上に努めています。

5. 景観

本市の特徴的な景観として、西の湖西連峰、東の浜名湖、そして南の遠州灘があります。

また、東海道の特別史跡「新居関跡」と周辺地区においては、美しい文化的景観が保全され、歴史を生かした街づくりが行われています。

街並み景観については、地域住民と市が協力し合ってまちづくりのルールである地区計画を定め、地域に即した景観形成が進められています。一方で、高齢化が進行することで管理されない土地や住居などが増加し、それにより景観が悪化するおそれがあります。

また、市外からも多くの人々が訪れる流鏝馬神事や手筒花火といった祭事・イベントで生まれる風景も、湖西市特有の景観と言えます。

景観の種類と本市の主要な景観

景観の種類	要素	湖西市における例
自然景観	海や川、湖、緑地などの自然で構成された景観。	湖西連峰、浜名湖、遠州灘、ミカン畑
歴史的・文化的景観	史跡や遺跡、歴史的建造物と、それに付随する緑地や樹木などによる景観。	白須賀宿、新居宿・新居関所周辺地区、松並木
街並み景観	住宅地や商業施設、公園や道路、公共施設などで構成された市街地の景観。	花いっぱい運動、地区計画（11 地区）、ベイリーフ新居、
生活・活動景観	地域のお祭りやイベントなど、人々の様々な活動によって生まれる景観。	流鏝馬神事（市内各地）、入出秋祭り、湖西湖上花火大会、遠州新居手筒花火

6. 文化財

本市には、縄文時代から人が住み始め、弥生時代、古墳時代と平野ごとに村々が形成されました。

古墳時代から鎌倉時代にかけて、この地では窯業が盛んに行われ、湖西窯跡群と総称される約 1,000 基の窯跡が確認されています。

その後も戦国時代には今川氏の三河進出の拠点となった宇津山城や、江戸時代には東海道に白須賀宿、新居宿が設けられ、新居には江戸防衛の目的に海の関所である新居関所が築かれました。

この頃の建造物としては、紀州藩御用宿であった紀伊国屋資料館、昔の芸者置屋をリニューアルした小松楼まちづくり交流館があります。

このような歴史のある本市には、建造物、絵画や書跡など 101 の文化財（国 9・県 17・市 75）の指定文化財が現存しています。

また、市内の各地で行われる秋祭りでは、古式にのっとりた祭礼も行われています。

第5節 地球環境

1. 地球温暖化

地球温暖化の対策について、京都議定書の目標（2008年～2012年の第一約束期間までに、温室効果ガス排出量を1990年比で6%削減する）は達成されました。

現在は、そこからさらに一歩進んだ、パリ協定に基づく中期目標（2030年度の温室効果ガス排出量を、2013年度比で26%削減する）が設定されています。

そして、この厳しい削減目標を達成することで、地球温暖化の速度を抑制、影響を緩和すると同時に、それでも進行する温暖化に適応することで影響を小さくするための取り組みが進められています。

本市においても、一つの事業体である市自らの活動に伴う温室効果ガスの排出量の削減に努めているほか、市民が省エネルギー機器や太陽エネルギー利用設備などを導入する際の補助を行っています。

地球温暖化により想定される影響と適応策（静岡県）

分野	主な影響	主な適応策
1. 農林水産業	①米、②ワサビ、③ミカン、④茶等の品質低下のおそれ、⑤藻場が衰退する磯焼けの発生	①②③高温耐性品種の開発・普及、③④高温軽減技術の開発・普及、⑤植食性魚類の駆除等
2. 水環境	①水質の悪化、②年降水量の変動増大と渇水発生	①水質監視と汚濁原因究明、②水資源確保に向けた調整・普及啓発、森林整備・保全により水源かん養機能向上
3. 自然生態系	①高山植物の衰退、②ニホンジカ・イノシシの分布拡大による農林水産物や自然植生への影響	①有害鳥獣による食害等被害防止対策、②個体数調整や狩猟規制の緩和
4. 自然災害	局地的豪雨等による①浸水被害、②土砂災害等の発生リスク増加	①貯留・排水強化や機器管理型水位システムを組み合わせた総合的治水対策、②施設整備・危険箇所の周知等による総合的土砂災害対策
5. 健康 6. 経済・都市生活	①熱中症リスク増加、②デング熱等を媒介するヒトスジシマカの分布域拡大、③電力供給ピーク先鋭化	①芝生緑化活動促進、熱中症予防のための注意喚起、学校での早期の空調整備、②ヒトスジシマカの生息状況・ウイルス保有調査の実施、③地産地消型バーチャルパワープラントの構築

バーチャルパワープラント：多数の小規模な発電所や電力の需要抑制システムを一つの発電所のようにまとめて制御を行うこと。
静岡県の気候変動影響と適応取組方針（2019.3）の概要より作成

2. オゾン層の破壊

フロンは人工の物質で、扱いやすく人体への毒性が小さいなどの多くの利点があったことから、冷蔵庫やエアコンの冷媒、建材用断熱材の発泡剤、スプレーの噴射剤、半導体や液晶の洗浄液など幅広い用途に用いられてきました。

しかし、CFC（クロロフルオロカーボン）は、その安定した性質から、大気中に放出されると成層圏に到達し、オゾン層を破壊してしまいます。

オゾン層が減少すると、地上に到達する紫外線の量が増加し、皮膚がんや白内障など病気の発症につながるほか、陸地や水中の生態系にも悪影響を及ぼします。

このようなオゾン層を破壊するフロン類は、そのほとんどが廃止・生産規制が行われていますが、フロンの他にもオゾン層を破壊する化学物質が様々な用途で使用されています。

3. 森林の減少

世界の森林面積は約 39.3 億ヘクタールで、地球の陸地の約 31%を占めています。しかし、世界の森林は、毎年 330 万ヘクタール減少しています。

減少の原因には、干ばつや森林火災などの自然現象もありますが、多くは農地・牧場地への転用や薪の過剰採取などによるものです。

国際的な問題ではありますが、日常の生活・活動において、より賢い選択「COOL CHOICE」をすることで、間接的に貢献することが可能です。

第6節 意識調査結果（市民・事業者）の概要

1. 現在の環境に対する満足度・重要度（市民・事業者）

本市の現在の環境に対する「満足度」と「重要度」の認識について、市民と事業者に伺いました。

環境の側面ごとに、「とても満足」から「とても不満」までの5段階、「重要」から「重要でない」までの5段階で、それぞれ評価してもらいました。

そして、満足度については「とても不満」を0点、「とても満足」を4点とし、また重要度については「重要でない」を0点、「重要」を4点として、それぞれ5段階の点数付けを行い、平均値を算出しました。いずれも2.0が「どちらともいえない」にあたります。

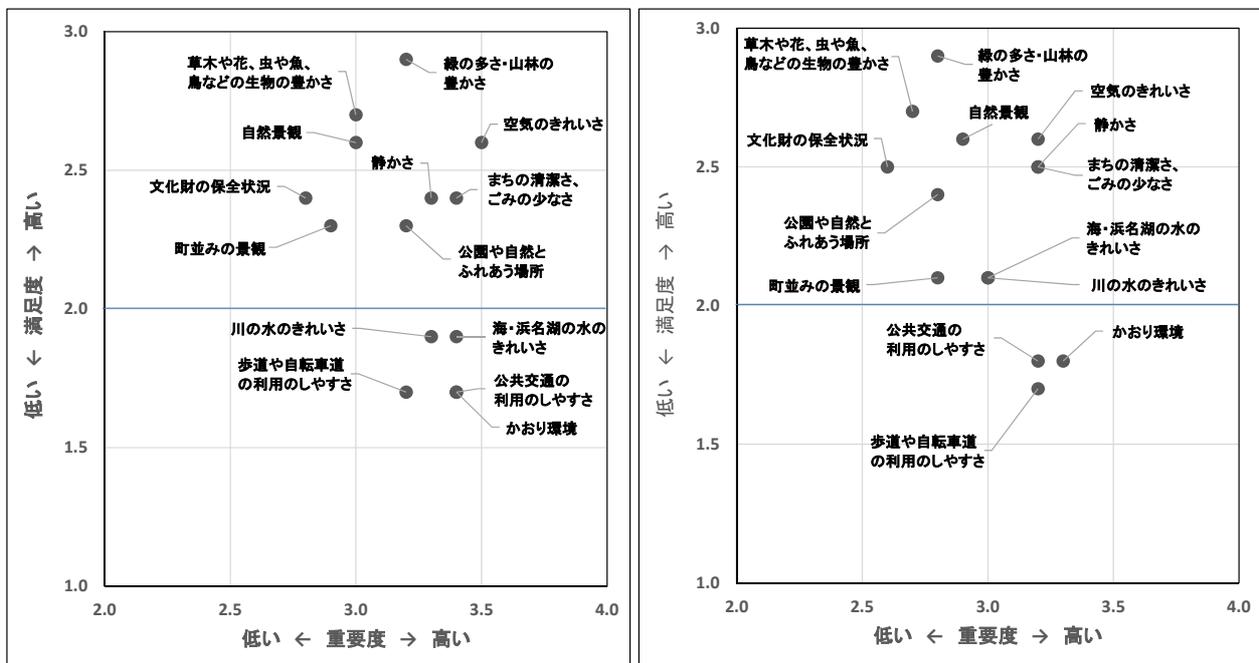
その結果、満足度では、「緑の多さ・山林の豊かさ」、「草木や花、虫や魚、鳥などの生物の豊かさ」、「空気のきれいさ」、「自然景観」において、市民・事業者ともに「とても満足・満足」という回答が多くなりました。

逆に、「かおり環境」、「公共交通の利用のしやすさ」、「歩道や自転車道の利用のしやすさ」は、市民・事業者ともに「不満・とても不満」という回答が多くなっています。

重要度では、全ての項目について「重要」または「少し重要」という回答が多くなっており、平均値が2.0よりも大きくなっています。

重要度と満足度の組み合わせで見ると、「空気のきれいさ」や「緑の多さ・山林の豊かさ」などは、重要度が特に高く、また満足度も高いということができます。

逆に、「かおり環境」については、重要度が特に高いものの、満足度は低いという結果となりました。



環境に対する満足度と重要度の分布（左：市民、右：事業者）

2. 悪臭について

本市では悪臭に関する苦情が度々寄せられており、市民モニターと協力して実態の把握と発生源である事業者等への指導など、対策を進めてきました。

その悪臭について、あらためて市民を対象にアンケートをとったところ、「悪臭を感じることもある」という回答が74.9%と大部分を占めました。

地域別では、本市では北部に位置する「湖西中学校区」で比較的「悪臭を感じない」とする回答が多くなりましたが、その他の地域では目立った差は確認できませんでした。

臭いの種類としては「動物のふんや堆肥のようなにおい」、発生条件としては「季節や時間、天気、風に関係なくにおう」という回答が多くなりました。

質問：生活のなかで悪臭を感じることはありますか？

住まいの地域	ある	なし
市全体	74.9 %	24.6 %
鷺津中学校区	79.8 %	20.2 %
白須賀中学校区	84.2 %	10.5 %
湖西中学校区	55.6 %	44.4 %
岡崎中学校区	80.0 %	20.0 %
新居中学校区	72.0 %	28.0 %

3. 市の将来の姿について

20年後の湖西市はどんなまちであって欲しいかを市民に尋ねたところ、「安全・安心・健康的なまち」という回答が51.0%と最も多く、次が「公共交通機関が発達した便利なまち」の19.9%でした。

また、今後どのような産業が発展して欲しいかという設問では、「エコカーなど環境に貢献する工業」が44.8%、「自然を活かした、環境と調和した農林水産業」が25.1%、「浜名湖や湖西連峰など自然を活かした観光業」が19.9%でした。

そして、未来に残したい、湖西のすぐれた景観をたずねたところ、「まちから見る浜名湖の風景」が33.0%、「山から見るまち・浜名湖・遠州灘の風景」が21.7%であり、浜名湖と海が形作る景観が大切に思われていることがわかりました。

4. 行政・事業者・市民に求めること

よりよい湖西市の環境づくりに向けて、市民が行政や事業者を求めること、そして事業者が行政や市民を求めることを尋ねました。

その結果、市民が行政に求めることは、「適切な土地利用の推進」という回答が28.5%と最も多く、次が「環境にやさしい生活に向けた普及啓発」の13.4%でした。

そして、事業者を求めることは「大気・水質・騒音・悪臭などの公害防止」が71.5%と非常に多くなりました。

一方、事業者が行政に求めることとしては、「環境に配慮した行動に関するノウハウや情報の提供」、「環境に配慮した設備改善や新エネルギー導入のための助成」、「環境に配慮した行動を推進するための市民・事業者・行政の協力体制の整備」といった回答が多く、市民に求めることとしては「リサイクル活動などに努め、積極的に資源の循環を推進してほしい」や「価格や機能面などで十分でなくても、環境に配慮した製品を優先的に購入してほしい」という回答が多くなりました。

5. 行動について

環境に優しい行動の実施状況について市民に尋ねたところ、「ごみをきちんと分別して出す」を実施しているという回答が96.6%と非常に多くなりました。

そのほか「近隣への悪臭、騒音などに配慮する」が94.8%、「ものを長く使う」が94.5%、「マイバッグ、マイボトル、簡易包装などでごみを減らす」が91.9%と、それぞれ実施率が高くなっていました。

一方で、「車利用を控え、公共交通機関での移動を心がける」が11.3%、「コンポストや生ごみ処理機を使う」が11.8%など、実施率が低い取り組みもありました。

同様に、事業活動における環境配慮について事業者にも尋ねました。

現在の実施率が比較的高いものとしては、「廃棄物の削減」が36.3%、「事業活動における節電」と「地域の環境保全活動への参加」がそれぞれ27.5%ありました。

また、「今後実施していきたい」とする行動については、「エコドライブの実施」が33.8%、「低公害車の導入」が32.5%、「省エネ機器の導入」が31.3%でした。

6. 情報源について

行政情報を得る際に、様々な情報源をどの程度利用しているかを、市民・事業者それぞれに尋ねました。

「広報こさい・市役所だより」という回答が、市民・事業者ともに多くなりました。

それ以外では、市民では「新聞」、事業者では「ホームページ」という回答が多くなる傾向が見られました。

近年、本市が情報発信ツールとして力を入れているSNS（Facebook、Instagram、YouTube、Twitter）については、市民・事業者ともに「利用していない、知らない」という回答が多く、情報発信にさらなる工夫が必要であることがわかりました。

市民・事業者の各情報源の利用状況

情報源	市民				事業者			
	よく利用している	たまに利用している	あまり利用していない	利用していない、知らない	よく利用している	たまに利用している	あまり利用していない	利用していない、知らない
テレビ・ラジオ	18.6	19.1	25.7	34.3	7.5	12.5	35.0	38.8
新聞	20.7	29.8	20.9	26.2	15.0	28.8	22.5	30.0
広報こさい・市役所だより	38.2	40.3	11.3	8.4	21.3	45.0	17.5	12.5
ホームページ	5.8	26.4	33.5	31.7	3.8	38.8	30.0	22.5
SNS	5.2	13.6	19.4	59.4	0.0	12.5	25.0	51.3

SNS：Facebook、Instagram、YouTube、Twitter

第7節 環境の現状と課題

1. 生活環境

昭和の中頃に問題となった人の健康を害するような環境問題は、法律による排出規制などによって大幅に改善されてきました。

現在は、人の健康にすぐに悪影響を及ぼすような環境の汚染・汚濁はなく、また、長期的に悪影響が生じる可能性がある化学物質等についても、必要な監視や管理が行われている状況です。

健康に暮らすことができる生活環境が確保されている一方で、安全でさらに安心な、そして快適に暮らすことができる生活環境へのニーズは高まり続けています。

安全に関しては、これまでの大気汚染・水質汚濁等への対策を継続しつつ、新しい環境問題について情報を収集し、必要な際は迅速に対応することが求められます。

安心に関しては、地震や豪雨などの災害への備えを、環境分野のみならず市全体で進めていく必要があります。また、環境問題についても、積極的な情報提供・情報公開を行うことで、市民の環境への理解を深め、不安を除くことが求められます。

快適に関して、本市では、畜産業を発生源とする悪臭への苦情が多く寄せられています。

環境に関する市民アンケートにおいても、臭気に不満という回答が多くなっています。

悪臭に対する不満が大きくなった要因としては、住宅地が拡大したことで発生源と住居との距離が短くなったことや、他の悪臭（工場や農水産）が減ったことにより畜産悪臭が際立つようになったことなどが考えられます。

畜産業は、市の代表的な産業の一つです。また、小規模な事業者が多いこともあり、強制的な対策では、本市の畜産業の衰退を招き、市の発展を妨げることに繋がりがかねません。

事業者と行政、そして周辺住民がお互いに理解しあう中で、協力して取り組みを進めることが不可欠です。

2. 資源循環

ごみに関して、基本的な課題は前回計画から継続しています。

3R（リデュース・リユース・リサイクル）により、ごみを減らし、資源を循環利用することが重要です。

本市の市民一人一日当たりのごみ排出量は、県平均と比較して70g程度多く、まだ削減の余地があります。

ごみの処理量・処分量を減らすことは、処理・処分経費の削減や、焼却施設・最終処分場への負担の軽減と延命化、温室効果ガス排出量の削減など様々な効果をもたらします。

そのため、まずはごみの発生量・排出量を削減することが重要です。

資源のリサイクル率は県内でも特に高くなっていますが、今後もこの状況を維持していくことが求められます。

生活排水についても引き続き下水道の整備と接続の推進、浄化槽の普及促進を行うとともに、下水やし尿・浄化槽汚泥の適切な処理を維持することが重要です。

また、浄化槽が本来の機能を発揮するためには定期的な保守点検が不可欠です。

浄化槽管理者に対して、義務である保守点検に関する啓発を行い、適切な処理が確保できるようにすることも求められます。

3. 自然環境

自然には、人の手が入らないことで維持されるものと、人が積極的に手を入れないと維持できないものがあります。

湖西市の自然は、人工林、二次林、果樹園、農地、湿地、沿岸（浜名湖・遠州灘）環境など、その全てが後者にあたります。

人工林や果樹園、農地は、農林業を行う中で適切な管理が行われるものですが、林業の衰退による管理不足や、耕作放棄地の増加などが問題となっています。

また、二次林や湿地、沿岸環境も放置すると時間とともに変化し、劣化や喪失が起きます。

都市部の緑地等も含めて、自然は、食品生産や生物の生息環境の場としてだけではなく、市の良好な景観形成、大気汚染や騒音の緩和、気温や湿度の調節、水害や土砂災害の防止といった非常に多くの機能を持ちます。

このような機能を持つ自然が維持されるよう、所有者・管理者をはじめ、ボランティアも含む全ての主体が協力して維持管理することが不可欠です。

また、生物多様性の視点からは、外来生物対策も大きな課題となっています。

外来生物には、ペットや家畜など、人が意図的に導入して環境中に広がってしまった場合と、人や物が移動する際に、付着したり混入したりして、意図せずに入ってきた場合とがあります。

本市では、東西の人の移動が盛んであり、その移動にまぎれての侵入が起りやすい場所と言えます。

オオキンケイギクなどの既に侵入している外来生物への対策のほか、まだ定着していない生物の早期発見と駆除等の対応が求められます。

また、飼いきれなくなったペットを放ったり、レジャー用にわざと魚を外部から持ち込んだりといった事例もあります。外来生物法に基づく対応が必要です。

4. 地球環境

地球温暖化に関しては、これまでも様々な取り組みを進めてきたところですが、今後はこれまで以上の温室効果ガスの排出削減が必要です。

しかしながら、令和2年は新型コロナウイルス対策で換気が必要ななか、夏場の酷暑が続くなど、生活の中での温室効果ガス排出削減が困難な状況となっています。

気温上昇や感染症対策は今後も継続するものと考えられ、そのような厳しい状況下での取り組みが求められます。

本市における排出者の一つである行政においては、老朽化してエネルギー効率の悪い施設・設備について、統廃合や更新による効率化・省エネルギー化を進めていくことが大きな取り組みとなりますが、行政サービスを低下させずに進めていくことが課題となります。

また、温暖化による悪影響を最小限にするための適応策も急務となっています。

極端な気象による風水害や土砂災害が、全国で毎年のように発生しています。温暖化の進行により、これらの自然現象の発生頻度が高まることが予想され、その対応が急がれます。

まちづくりの中では、防災施設の建設や、住宅を安全な場所に集約させる再配置計画の推進などがありますが、環境分野においても、森林や農地が持つ防災・減災機能の活用や、災害が発生したときに大量に排出される災害廃棄物への対応準備などの取り組みが必要です。

資料編用

【まちづくりの目標 1 環境に対する意識を高める】

施策展開の基本方向	主な指標	計画策定時 平成 21 年度 (2009 年度)	現状値 令和元年度 (2019 年度)	目標値 令和 2 年度 (2020 年度)	達成 状況
環境意識の高揚	こどもエコクラブ参加者数	0 人 (新規)	61 人	100 人	○
	環境教育・環境学習会の参加者数 (累計)	2,799 人	12,210 人	6,000 人	◎
環境保全活動の推進	エコチャレンジ事業実施者数 (累計)	—	2,240 人	2,000 人	◎
	ISO14001 認証取得事業所数	—	22 社	43 社	×
	エコアクション 21 認証取得事業所数	5 社	11 社	25 社	×
	環境協定締結事業所数	—	19 社	25 社	×
	クリーン作戦等の参加者数	23,680 人	26,140 人	30,000 人	○
地球にやさしい環境行動の推進	市庁舎及び公共施設からの二酸化炭素排出量	13.2 千トン CO ₂ /年	10.9 千トン CO ₂ /年	11 千トン CO ₂ /年	◎

注) 達成状況 ◎: 達成 ○: 達成見込み・ほぼ達成 ×: 非達成 —: データ不足により評価できない

【まちづくりの目標 2 資源循環型社会を構築する】

施策展開の基本方向	主な指標	計画策定時 平成 21 年度 (2009 年度)	現状値 令和元年度 (2019 年度)	目標値 令和 2 年度 (2020 年度)	達成 状況
リユース・リサイクルの推進	廃棄物リサイクル率	18.0 %	39.5 %	41.0 %	×
	廃棄物最終処分量	861 トン	504 トン	440 トン	○
	リサイクル資源集団回収及び古紙古布回収量	1,925 トン	2,286 トン	2,330 トン	○
リデュースの推進	廃棄物排出量 市民一人一日当たり	1,085 g	959 g	810 g	×
	生ごみ堆肥化容器等購入補助累計数	3,259 基	3,805 基	3,910 基	○
	生ごみ消滅容器「キエーロ」配布累計数	—	902 基	890 基	◎

注) 達成状況 ◎: 達成 ○: 達成見込み・ほぼ達成 ×: 非達成 —: データ不足により評価できない

【まちづくりの目標3 環境にやさしいエネルギーを活用する】

施策展開の基本方向	主な指標	計画策定時 平成 21 年度 (2009 年度)	現状値 令和元年度 (2019 年度)	目標値 令和 2 年度 (2020 年度)	達成 状況
省エネ対策と新エネルギーの利用促進	電灯電力量一契約一日当たり	10.4 kWh	—	8.5 kWh	—
	住宅用太陽光など発電設置 容量 ※10kw 未満の施設	1,500 kW	10,435 kW	12,800 kW	○
	省エネ機器などの補助件数	207 件	986 件	1,000 件	○
	太陽光発電システムの補助 件数	346 件	廃止	1,850 件	—
	市役所ノーカーデー実施率	—	80.85 %	95 %	×

注) 達成状況 ◎:達成 ○:達成見込み・ほぼ達成 ×:非達成 —:データ不足により評価できない
電灯電力量は、電力自由化により、契約先が多岐にわたるようになり、調査不可能となった。

【まちづくりの目標4 自然環境を保全する】

施策展開の基本方向	主な指標	計画策定時 平成 21 年度 (2009 年度)	現状値 令和元年度 (2019 年度)	目標値 令和 2 年度 (2020 年度)	達成 状況
自然環境の保全	森林面積	1,910 ha	1,854 ha	1,878 ha	×
	自然公園面積	1,462 ha	1,462 ha	1,462 ha	◎
	鳥獣保護区面積	1,822 ha	1,803 ha	1,822 ha	×
	特定漁具禁止区域面積	953 ha	1,032 ha	1,050 ha	○
水環境の保全と活用	水使用量 (一人一日当たり)	301 ℓ	290 ℓ	290 ℓ	◎
	家庭用水使用量 (一人一日当たり)	240 ℓ	237 ℓ	235 ℓ	×
	地下水採取量	18,375 m ³	14,891 m ³	15,000 m ³	◎
	地下水位 (谷上水源井)	△ 7.65 m	△ 9.93 m	△ 5 m	×
	透水性舗装面積	13,655 m ²	20,481 m ²	34,000 m ²	×
	浄化槽雨水貯留施設 転用費補助累計数 (累計)	53 件	84 件	89 件	○
	雨水貯留槽購入費補助 累計件数	14 件	廃止	130 件	—

【まちづくりの目標5 うるおい豊かな生活空間を創る】

施策展開の基本方向	主な指標	計画策定時 平成21年度 (2009年度)	現状値 令和元年度 (2019年度)	目標値 令和2年度 (2020年度)	達成 状況
公園の整備と市街地の緑化推進	花いっぱい運動花苗配布本数	315,000 本	312,070 本	315,000 本	○
	こさい花いっぱい運動推進協議会会員数	517 人	251 人	482 人	×
	公園面積（市民一人当たり） ※都市公園等	6.61 m ²	8.07 m ²	8.0 m ²	◎
	街路樹整備路線延長	18,540 m	17,585 m	17,600 m	○
景観・歴史的 文化的環境の保全	文化財指定件数	82 件	101 件	96 件	◎
	おんやど白須賀来館者数	6,584 人	3,961 人	8,000 人	×
	街道ウォーク参加者数	288 人	雨天中止	300 人	○
	新居関所の来館者数	32,508 人	18,016 人	60,000 人	×
	紀伊国屋の来館者数	17,983 人	10,622 人	18,500 人	×
	小松楼まちづくり交流館の利用者数	3,402 人	14,369 人	18,000 人	○
	新居関所周辺地区の街並み 修景助成件数（累計）	41 件	43 件	61 件	×

【まちづくりの目標 6 安全で快適な生活環境を保全する】

施策展開の基本方向	主な指標	計画策定時 平成 21 年度 (2009 年度)	現状値 令和元年度 (2019 年度)	目標値 令和 2 年度 (2020 年度)	達成 状況
きれいな空気の保全	環境基準の達成状況 (光化学オキシダントを除く 大気)	100 %	100 %	100 %	
	光化学オキシダント注意報 発令日数	2 日	0 日	0 日	◎
	公共交通機関の利用者数	548,077 人	414,702 人	550,000 人	×
	低公害車購入補助件数 (累計)	127 件	517 件	600 件	○
	市役所ノーカーデー実施率	—	80.85 %	95 %	×
きれいな水質の保全	河川 BOD 年平均値の改善状況	81.8 %	54.5 %	100 %	
	環境基準の達成状況 (水質)	100 %	100 %	100 %	◎
	下水道処理区域内人口	20,290 人	25,879 人	28,000 人	○
	下水道普及率	34.3 %	43.45 %	45.9 %	○
	水洗化率	74.1 %	82.33 %	85 %	○
	合併処理浄化槽設置数 (累計)	1,948 件	4,613 件	3,200 件	◎
	エコクッキング回数	年 1 回	年 1 回	年 2 回	×
静かな環境の保全	環境基準の達成状況 (環境 騒音)	100 %	100 %	100 %	◎
	振動に係る苦情件数	—	0 件	0 件	○
化学物質対策の推進	土壌汚染対策法における 指定区域数	—	0 件	0 件	○
	PRTR 法の排出量報告公開数	—	0 回	年 2 回	×

○湖西市環境基本条例

平成14年12月20日 条例第34号

(目的)

第1条 この条例は、環境基本法(平成5年法律第91号。以下「法」という。)の基本理念にのっとり、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、市、市民及び事業者がそれぞれの自覚と責任並びに相互の協力連携の下、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、広く市民が環境の恵沢を享受するとともに、将来の市民にこれを継承できるようにし、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(環境基本計画)

第2条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、湖西市環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告書)

第3条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第4条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(規制の措置)

第5条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、関係行政機関と協議のうえ、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(誘導的措置)

第6条 市は、市民、事業者又はこれらのものの組織する団体(以下「市民等」という。)が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長するため、必要かつ適正な助成等の措置を講ずるように努めるものとする。

(公共的施設の整備等の推進)

第7条 市は、下水道、一般廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備その他の環境への負荷の低減に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第8条 市は、資源の循環的な利用、廃棄物の減量、エネルギーの有効利用等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、廃棄物の減量、エネルギーの有効利用等に努めるものとする。

(教育及び学習の振興)

第9条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興により、市民等が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらのものの環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第10条 市は、市民等が自発的に行う生活排水の浄化活動、再生資源に係る回収活動、緑化活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 11 条 市は、第 9 条の教育及び学習の振興並びに前条の市民等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の意見の聴取及び反映)

第 12 条 市は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、市民等の意見の聴取及び反映に努めるものとする。

(監視測定等の実施)

第 13 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等に努めるものとする。

(審議会)

第 14 条 法第 44 条の規定に基づき、審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ市の環境の保全に関する基本的事項について審議する。

3 審議会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員をもって組織する。

(1) 学識経験のある者 5 人以内

(2) 市民を代表する者 4 人以内

4 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 審議会に会長を置く。会長は、第 3 項第 1 号に掲げる者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙により定める。

7 会長は、会務を総理し、審議会を招集してその議長となる。

8 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

9 審議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

10 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

11 審議会の庶務は、環境部において処理する。

12 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平 18 条例 8・平 23 条例 9・一部改正)

附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 7 日条例第 8 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 2 月 25 日条例第 9 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。